

鳥取県公報

告 示

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その)
(当たるの)

鳥取県告示第七百七十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月二十六日

鳥取県知事 石 二 朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録年月日
鶴野正基	鳥取市古市一五〇	鳥医一四〇〇	昭和四十三年十一月四日

鳥取県告示第七百七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月二十六日

鳥取県知事 石 二 朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録年月日
金田健一	西伯郡名和町御来屋八〇七	鳥医一三九九	昭和四十三年十月三十日

◇公示

- 健康保険法による保険薬剤師の登録
- 健康保険法による保険医の登録
- 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
- 保安林予定森林を変更する旨の通知
- 保安林予定森林の変更
- 解除予定の保安林にする旨の通知
- 道路の位置の指定
- 行政書士試験の合格者

鳥取県告示第七百七十五号

令第八十七号)第九条の規定により告示する。

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

昭和四十三年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破

二

朗

より次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政

鳥取県知事 石 破

二

朗

氏名	住所	所	登録の記号及び番号	登録年月日
増谷 正	境港市上道町一七九六の一		鳥薬 二二八	昭和四十三年十月十七日
都田 徹郎	米子市道笑町三丁目八八		鳥薬 二二九	昭和四十三年十月二十二日
森下 悅江	鳥取市二階町二丁目三四		鳥薬 二三〇	昭和四十三年十月二十六日
			"	

鳥取県告示第七百七十六号

和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。
昭和四十三年十一月二十六日

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭

名 称	所 在 地	診 療 科 目	開 設 者 氏 名	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
田中 医院	鳥取市湖山町五八二	内科、小児科、外科	田中 敏夫	昭和四十三年十月二十二日	乙表点数表
伊王野 医院	東伯郡泊村大字園六七三	内科、小児科	伊王野 輿	十一月一日	
日本海薬品株式会社	鳥取市吉方七八七				
河野 医院			代表取締役社長 萩尾千秋	十三日	乙表点数表
河野 行	"				

朗

鳥取県告示第七百七十七号

昭和四十三年八月鳥取県告示第五百六十三号をもつて告示した保安林予定森林について、その一部を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により次のとおり告示する。

る。

昭和四十三年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破

二 朗

一 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市下余戸字毘沙門九三の二

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

送電用鉄塔敷地とするため

二 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市八屋字五良助四一〇の二二

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

送電用鉄塔敷地とするため

鳥取県告示第七百七十八号

昭和四十三年十月八日鳥取県告示第六百七十六号をもつて告示した保安

林予定森林について、その一部を変更したから、森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破

二 朗

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

〔夜見町字砂浜三〇八八の一、字砂浜一 三〇九一の一〕を「夜見町字

砂浜一 三〇九一の一」に改める。

鳥取県告示第七百七十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破

二 朗

一 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市下余戸字毘沙門九三の二

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

送電用鉄塔敷地とするため

二 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市八屋字五良助四一〇の二二

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

送電用鉄塔敷地とするため

鳥取県告示第七百八十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（

昭和三十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破

二 朗

に基づき、昭和四十三年八月二十六日付で日野郡日南町宝谷遠藤令省ほか十五人の者から申請のあつた県管で行なう土地改良（日南地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十一月二十六日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百八十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十一月二十六日から用途廃止した。

昭和四十三年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

面積
(平方メートル)

用途

鳥取市古海字西開発七〇二ノ七番地先

七〇二ノ二番地先

一四・九一

道路敷

三・〇四

二下四四九ノ二番地先まで

二、四五〇番地先から

一六七・八五

道路敷

鳥取県告示第七百八十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十一月十九日から用途廃止した。

昭和四十三年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

面積
(平方メートル)

用途

西伯郡岸本町大字小林字水無原三番地先

九〇五・九二

道路敷

字五反田原五ノ一番地先

七〇・六一

道路敷

六番地先

一、一〇六・八四

道路敷

字頭ナシ原八ノ一番地先から
七ノ二番地先まで

一、一八四・一四

道路敷

鳥取県告示第七百八十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十一月二十六日から用途廃止した。

昭和四十三年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

面積
(平方メートル)

用途

氣高郡鹿野町大字鹿野字大工町尻

一四七・二五

水路敷

二、四四八ノ九番地先から

一四七・二五

水路敷

二、四四八ノ一番地先まで

一六七・八五

水路敷

鳥取市古海字西開発七〇二ノ七番地先

七〇二ノ二番地先

一四・九一

道路敷

三・〇四

二下四四九ノ二番地先まで

鳥取県告示第七百八十七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年十一月二十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

鳥取県告示第七百八十七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年十一月一「十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年十一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市片原一丁目 一〇七番地	鳥取市里仁字渡り上り	幅員 四〇メートル 延長四六・二メートル
有限会社 湖南開発	三一の一	
代表取締役 森岡祐太良	三二の一	
	三三の二	
	三四の一	
	三四の三	
	三五の一	
鳥取市徳尾字五反田ノ二	三一の一 地先農道	
	三二の一 "	
	三三の一 "	
	三四の一 "	
	三五の一 "	

昭和43年1月5日に実施した鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

公案

四二三の一部	四二二の二
四二三の四	四二二の四
四二三の五	四二二の五
四二三の二地先水	四二二の二地先水
四二三の四路	四二二の四路

昭和43年11月28日

利岡一郎 映像上
岸山西村貞子

鳥取市徳尾字五反田ノ二